主 文本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は弁護人田辺恒貞作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これをここに引用する。

控訴趣意第二点について。

(要旨)原判決は本件被告人の注意義務懈怠の事実を摘示するに当り「小型ローソクをさして之に火を点じて使用しく/要旨>たが、不注意にもローソクの火が自然にえたものと思い込み消えたことを確認しないで、そのまま外部へ出て仕舞つた為(中略)そのローソクから火を発し」云々と判示するに止まり、の有無をでと明ってはいる方法を採るべきやを判示していないにといては所論のであるけれども、右記載は、ローソクに点火して使用した場合においては完まりであるけれども、右記載は、ローソクに点火して使用した場合においては定用れたがであるけれども、右記載は、ローソクに点火して使用した場合においては定期を表があるのに対らず、不注意に出て会に出て会に消火する措置を講ずべき注意義務があるのに対らず、不注意に出て会によるに消火する措置を講があるのと思い込みそのままに出てしたもこれを発した自らに照らして欠けるとはより、右ローソクの残火から火を発した旨を判示したものと解し得らこれを発した自体であるに難くないところである。されば原判決には所論の如き理由不備の違法はないものと言うべきである。されば原判決には所論の如き理由不備の違法はないものと言うべきである。されば原判決には所論の如き理由不備の違法はないものと言うべきである。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 河原徳治 判事 遠藤吉彦)